

所得税の確定申告は正しくお早めに

昭和六十三年分所得税の確定申告期間は、二月十六日から三月十五日までです。

所得税は、あなた自身が正しい所得を計算し、税額を算出して申告し納付することになっています。※皆さんの便宜をはかるため大月税務署で所得税の出張申告相談を次のとおり行ないますのでご利用ください。

確定申告をすませますと市県民税の申告が同時にすんだことになります。

申告期限になってもあてないように、不明な点は税務署に相談するなど準備しておきましょう。

確定申告用紙について

税務署から送付された申告用紙をお持ちの方は、その用紙で申告してください。

※相談においてになるときは、収入経費のわかるもの、他、次のあるものをお持ちください。

- ◎給与所得の源泉徴収票
- ◎生命保険料、損害保険料の支払証明書
- ◎国民健康保険料（税）、国民年金保険料等の支払額に分かるもの

税務署の

土曜閉庁

1月より税務署の第二・第四土曜日はお休みです。そのため確定申告期間の2月25日・3月11日は執務しておりませんので、ご注意ください

◎申告は青色で納税は振替で

◎にせ税理士に御注意

確定申告の問合せは大月税務署

所得税部門
☎(22) 3151

確定申告をしなければならぬ人

事業所得・不動産所得のある人の場合は、昭和六十三年中の所得の合計額が、扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・基礎控除などの、所得控除の合計額を超える人。

なお、所得税の確定申告義務があるにもかかわらず、住民税の申告のみで所得税の確定申告書を税務署に提出していない人が見受けられますのでご注意ください。

申告に当たつての注意事項

①医療費控除の定額基準額の引上げ

医療費控除について、足切り限度額が10万円（これまでは5万円）に引上げられました。

※おむつに係る費用の医療費控除について

医師の認めたおむつ使用証明書（発行日以後に支出されたおむつに係る費用）のあるおむつ購入費用及び貸しおむつの賃借料は医療費控除の対象となります。

②配偶者控除額の引下げ

昭和63年分の配偶者控除額は、次のようになります。

一般の控除対象配偶者	33万円
老人控除対象配偶者	39万円
同居特別障害者である 控除対象配偶者	47万円
配偶者控除の引下げにより、配	

偶者特別控除額が、最高十六万五千元に改められました。

③公的年金等の課税方法の改正

これまで給与所得とされていましたがこの年金等の所得区分が雑所得に改められました。

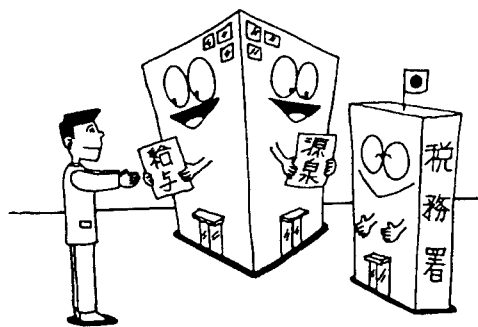
④家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の創設

家内労働者等が有する昭和63年分の事業所得・雑所得の計算上の必要経費について、原則として57万円の最低保障が認められることになりました。

詳しくは税務署に問合せください。

問合先 大月税務署

☎(22) 3151



贈与税の申告と納税

昨年中に六十万円を超える贈与を受けた方は、贈与税の申告と納税をする必要があります。財産の評価などむずかしい点もありますので、ご相談は、大月税務署に問合せください。



贈与税の確定申告
(2月1日～3月15日)

サラリーマンの確定申告

サラリーマンでも確定申告をしなければならぬ人は次のとおりです。

- ①給与の年収が、千五百万円を超える人
- ②給与以外の所得が二十万円を超える人
- ③給与を二ヵ所以上からもらっている人
- ④同族会社の役員などで、その会社から給与のほか貸付利子、賃借料などの支払を受けている人
- ⑤災害を受け、昭和六十三年の給与について、災害減免法によって源泉徴収の猶予や源泉徴収税額の還付を受けた人